

社員向け対策

通 常

- ・マスクの着用。 ・手洗い、うがい励行。
- ・不特定多数の集会、宴会は参加自粛。 ・時差出勤（※1）。 ・社員子供の受入（※2）。
- ・不要不急の外出は避ける（休日・定時後）。 ・朝の体温測定、記録。
- ・病院へは近寄らない。（軽度の風邪等でも自宅療養）（見舞を控える）

要 注 意

◎本人に以下の症状がある場合

- 状況 ・37.5度以上の発熱、咳、倦怠感がある。
- 対策 ・自宅療養とする（特別休暇） ・4日以内に症状が改善された段階で復帰を認める
但し、家族に症状が出た場合は以下の対応とする。
・自宅療養（有給休暇）を認める。 ・やむを得ず出勤する場合は、ラッシュを避ける。
・常時マスクの装着。 ・手洗い、うがいの徹底。 ・朝夕体温測定し管理技術者、関係担当部長に報告。 ・体調の悪化を感じたら速やかに退社する。

罹 患 の 疑 い

◎本人、家族に罹患の疑い又は職場関係者が発症した場合

- 状況 ・4日以上37.5度以上の発熱、咳、倦怠感が本人、家族で続いている。
・職場関係者が発症した場合。
- 対策 ・自宅療養とする。（特別休暇）
・帰国者、接触者相談センターに相談し指示に従う。

発 症

◎本人、家族が発症した場合

- 状況 ・新型コロナウイルスの陽性判定あり。
- 対策 ・出社（出勤）禁止とする。（特別休暇）
・PCR検査での陰性の証明をもって、出社の時期については帰国者、接触者相談センターに相談し指示に従う。

終 結

連絡体制

要 注 意

罹 患 の 疑 い

発 症

管理技術者
関係担当部長

各ステップごと報告

発注者

役員・部署長
情報共有

広報担当

○本社 総務部長 ○奈良支社 支社長

発症段階において、
業務の一時中止、
履行期間延長の判断

- ※1 ・本社、支社勤務者の時差出勤を認める
就業時間及び退社時間について前後2時間まで認め、基本当日内で就業時間を確保するよう努める
・期限は状況により決定
- ※2 ・小学生以下の子供の同伴出勤を認める
・本社、支社の会議室を開放
・期限は状況により決定